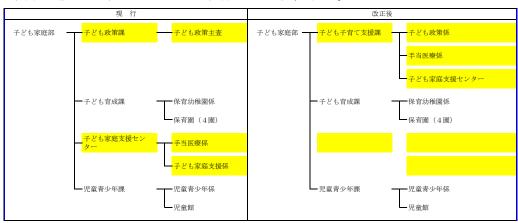
子ども家庭部における機構の改正について

1 子ども家庭部における機構の改正について

子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の実現のため、令和3年4月1日より、子ども家庭部の機構改正を行う。

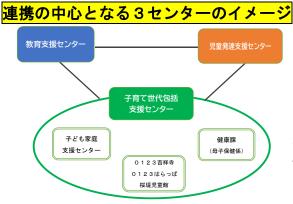
- ・第六期長期計画に記載した、子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制を整備し、関係部署間の連携強化を図るとともに、利用者のニーズにあわせた政策立案を一体的に行っていくため、子ども家庭部の子ども政策課と子ども家庭支援センターを再編・統合し、子ども子育て支援課を設置する。
- ・子ども子育て支援課には、部の企画調整機能を担うとともに子どもプランの全体進行管理を 行う子ども政策係を設置する。また、各種手当及び助成を担う手当医療係を設置する。
- ・子ども家庭支援センターは、子育て支援と母子保健等との連携や、養育困難家庭支援、ひとり親支援などを一体的かつ包括的に支援し、子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制に関する調整を中心となって担う係として設置する。



2 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備について

母子保健法の改正により、地方自治体は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置に努めるよう規定された。

市では、子ども家庭支援センターの機能を強化し、健康課(母子保健係)、0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館の連携による支援体制を整備し、子育て世代包括支援センターと位置付ける。あわせて、子育て世代包括支援センターと児童発達支援センター、教育支援センターの3センターが中心となり、全ての子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく、適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携した包括的な支援を行う。



※子育て世代包括支援センターとして位置付ける5つの機関は、それぞれ別の施設に置かれているが、制度・機関により支援が途切れることのないよう、連携によってセンターとしての機能を果たす。